

平成28年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成28年 7月 15日(金曜日)

開 会 午後 0時 14分

閉 会 午後 0時 22分

○会議に付した事件

1. インターネット公売に係る控訴審の判決結果について
-

○出席議員(7名)

委員 長	小 西 秀 延 君	副 委 員 長	及 川 保 君
委 員	前 田 博 之 君	委 員	大 淵 紀 夫 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	吉 谷 一 孝 君
委 員	西 田 裕 子 君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 課 長	岡 村 幸 男 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
総務課危機管理室長	小 関 雄 司 君
総 務 課 主 幹	伊 藤 信 幸 君
税 務 課 主 幹	小 林 繁 樹 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それではただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。
(午後 0時 14分)

○委員長（小西秀延君） 協議事項でございますが、インターネット公売訴訟にかかわる控訴審の判決結果についてでございます。担当課より説明を求めたいと思います。岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） インターネット公売の訴訟にかかわる控訴審の判決結果ということでお手元に資料を配らせていただいております。さきに、6月29日に判決が出されるということでのご説明はさせていただいておりますけれども、判決が出まして第1審の判決は正当であるということで、控訴人である原告の控訴が棄却されたということでございます。この後座らせていただきたいと思っております。内容的には後ほど主幹のほうから簡単に説明させていただきますが、実はこの内容につきましてさらに最高裁への上告がされたということが弁護士のほうから情報としていただいております。当方としては非常に高裁での判決の結果を踏まえればその辺のことはないのかなというふうには考えてございましたが、非常に残念という部分でございますが、引き続いて私どもはこの正当性を訴えて全面的な勝訴に持ち込みたいというふうに考えてございますが、ただの最高裁は実は法的な違法性がなければもしくは過去の判例に基づいて今回の判決が例えばおかしいという内容でなければいわゆる棄却という形でされるということがありますので、私どもはそのようなことを実は期待しているというところでございますが、内容的にもう一度委員の皆様には状況をお話しさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） それで私のほうからお配りしました資料に基づきまして簡単にご説明をしたいと思います。今回の控訴審の判決結果という部分でのご説明でございます。お配りした資料の1番目、2番目それぞれにつきましては1審の判決とそれに対しての原告の控訴理由でございますので、こちらにつきましては前回ご説明させていただいておりますので説明を省略させていただきます。次に3番目でございます。控訴審における裁判所の判断についてということで、今回の控訴審におきまして東京高裁は原告の控訴請求はいずれも理由がないものと判断しまして原告の請求を認めなかった第1審判決は正当であると是認することができるため控訴を棄却することといたしました。2ページ目でございますが、なお今回の判決文におきまして裁判所の判断理由のほとんどが第1審の判決文を引用する内容となっております。控訴に当たって原告が重ねて主張した内容についてもそれぞれ次のとおり判断を示したところでございます。まず1つ目に、宅地建物取引業法の条文を引用して不動産売主が買受希望者に対して行う重要事項説明がされてないといった主張についてでございますが、こちらは本町は宅地建物取引業者ではないことからこの法律を前提とした主張は失当であると。要は道理に合わないということを示されております。2つ目に承諾書の写しは原本と同じ効力を持たな

いといった主張でございますが、体裁の不自然等偽造を疑わせる事情は認められないと。よって前所有者の意思の証明力については原本と差異は認められないという判断でございます。3点目に、第1審において受け取った承諾書原本は虚偽表示ないし錯誤により無効であるとの主張についてでございますが、こちらは1審の裁判の中で裁判官の面前で承諾書の原本を原告が受け取ったわけでございますが、その原本はこのような主張によって無効であると言っていることでございますが、こちらは全証拠から見て前所有者の意思表示が虚偽表示または錯誤により無効であるとは認められないという判断をしております。4点目でございますが、大量の残地物は本件土地建物の瑕疵であって、意図的に隠したものであり瑕疵責任を負うべきものという主張についてでございますが、こちらは当初からこちら本町としては言っているとおりインターネット公売ガイドラインに物件内の動産類やゴミなどの撤去についてあらかじめ注意事項を明記しておりまして、いわば現状有姿で売却することに何ら違法な点はないと示されております。5番目にその他、債務不履行責任ないし不法行為責任を負うとの各種主張については、原告が主張するところは先ほど述べました裁判所の判断というところの原告の控訴請求はいずれも理由がないものといった裁判所の判断を左右するものではないということで締めくくられております。4番目につきましては対応経過ということで前回もご説明させていただいたとりの時系列での対応経過等を載せております。最後6月29日判決言い渡しということになってございます。説明は以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 担当よりの説明が終わりました。質疑のあります方はどうぞ。大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。総務課長先ほど最高裁に上告されたときに、門前払いという形に成りかねないというそういう場合でも当方の経費はかかるのですか。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 今回、上告をしたというところは担当弁護士から確認をしております。これにかかる費用につきましては新たな経費はかからないということで確認をしております。ただ、上告をされた際に最高裁とのやりとり上書類を受け取るのが本来被告である白老町が文章を受け取ったりとかするんですが、今までも委任契約をして本町にかわって弁護士事務所が書類をやりとりしていただくということから、委任契約だけは必要ですが、これからかかる弁護士費用だとかというところはいただきませんということを確認しております。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは以上を持ちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会したいと思います。お疲れさまでございます。

(午後 0時 22分)